

板橋区新型コロナウイルス感染症在宅要介護者ヘルパー派遣支援事業実施要綱

(令和3年12月16日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で障がい者を介護する家族等（以下「介護家族」という。）が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）にり患した場合においても、介護が必要な障がい者（以下「要介護障がい者」という。）が住み慣れた地域での継続的な日常生活ができ、り患した介護家族が安心して療養に専念できる環境を確保するため、要介護障がい者の自宅へのヘルパー派遣等による支援の実施等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業)

第2条 本事業は、次の各号全てに該当する、在宅で日常生活を送ることができない要介護障がい者のため、在宅サービスを提供する事業者等（以下「支援事業者」という。）に対し、費用を補助する。

(1) 板橋区内に住所を有し、在宅で生活する者

(2) 介護家族が新型コロナウイルス感染症にり患したことが原因での一時的な入院等により、日常生活を送ることができない者

2 本事業の対象となる障がい者は、前項の規定に加え、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 愛の手帳の交付を受けた者

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他板橋区長（以下「区長」という。）が特別に必要と認めた者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は対象としない。

(1) 専門医療機関での治療を有する者

(2) 年齢65歳以上の高齢者

(3) その他区長が支援を行うのが困難であると判断した者

(交付対象)

第3条 本事業による交付対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する、次の各号のいずれかのサービスを提供する法人とする。

(1) 法第5条第2項に規定する居宅介護

(2) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護

(3) 法第5条第4項に規定する同行援護

(4) 法第5条第5項に規定する行動援護

(5) 法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに要した、介護家族の新型コロナウイルス感染症による入院等に伴う、前条番号に掲げるサービス提供に係る費用であって、次に掲げるものとする。

- (1) ヘルパー派遣費用
- (2) 危険手当・特殊勤務手当
- (3) 衛生用品購入費
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく調査に該当しないPCR検査料

2 前項の規定にかかわらず、この事業に係る事業者が国・他の地方公共団体等から、前項の補助対象となるサービスについての補助金及び報酬を得ている場合は、補助金を支給しない。

(PCR検査の実施)

第5条 区長は、支援を実施することを目的に、要介護障がい者に対してPCR検査（任意検査）を実施することができる。

2 区長は、希望する支援事業者に対し、担当する支援期間の終了後速やかに、PCR検査（任意検査）を実施することができる。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額及び上限額は、別表のとおりとする。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする支援事業者（以下「申請者」という。）は、板橋区新型コロナウイルス感染症在宅要介護者ヘルパー派遣支援事業交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、区長が定める期限までに申請するものとする。

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付について決定し、板橋区新型コロナウイルス感染症在宅要介護者ヘルパー派遣支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認める場合は、板橋区在宅要介護者ヘルパー派遣支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第9条 前条の補助金交付決定を受けた申請者が、前条の規定による申請内容を変更しようとするときは、板橋区新型コロナウイルス感染症在宅要介護者ヘルパー派遣支援事業変更交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて区長が定める期限までに申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更について決定し、板橋区新型コロナウイルス感染症在宅要介護者ヘル

パー派遣支援事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、不相当と認める場合は、板橋区新型コロナウイルス感染症在宅要介護者ヘルパー派遣支援事業補助金変更交付不決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（決定の取消し）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （3） 申請者が、東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日23板総契第214号）に該当する場合
- （4） その他区長が不相当と認めた場合

（支援実施期間）

第11条 支援の実施期間は、要介護障がい者の健康観察期間の内、区長が必要と認めた期間であり、14日以内を原則とする。

（補助金の請求）

第12条 第8条又は第9条第2項の規定による交付決定を受けた申請者は、請求書（第7号様式）に必要な書類を添えて、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受け付けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは補助金を交付する。

（実績の報告）

第13条 申請者は、補助事業の完了後速やかに実績報告書（第8号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出するものとする。

（補助金の確定）

第14条 区長は、前条の実績報告書及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金確定通知書（第9号様式）により、申請者に通知する。

（是正のための措置）

第15条 区長は、前条の調査の結果、補助事業が交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該事業についての是正措置をとることを求めることができる。

2 第13条に規定する実績報告書は、前項の措置をした場合においても提出しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 区長は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に補助

金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、既にその額を超える補助金を交付している場合も同様とする。

(感染拡大防止のための取組み)

第17条 支援事業者は、感染防止のため、マスク、手袋等の衛生用品を着用の上、慎重に本事業に係る支援を実施するものとする。

(秘密の保持)

第18条 支援事業者は、本事業を実施するに当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(記録の整備)

第19条 申請者は、事業の適正な実施を確保するために、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

(報告及び調査)

第20条 区長は、当事業の実施状況について、申請者に対し必要に応じて報告を求め、又は区職員により記録その他必要書類を調査させることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

項目	単価	単位	備考
ヘルパー派遣費（事業者）	3,600円	1時間	30分以上60分未満は1時間とする
ヘルパー派遣費（支援員）	6,000円	人/日	（危険手当・特殊勤務手当相当）
衛生用品（一式）	2,000円	件	実費/1件の上限額
PCR検査（任意検査）	10,000円	回	実費/1回の上限額

備考 ヘルパー派遣に係る費用に消費税が課される場合は、当該消費税分を加算するものとする。衛生用品、PCR検査に係る費用に消費税が課される場合は、当該消費税分を含

むものとする。